

# 就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内

小千谷市では、令和8年度に入学されるお子さんの保護者の方で、経済的な理由でお困りの方に、入学準備に必要な費用の一部を援助します。

## 1. 援助の内容

支給額／57,060円 支給日／令和8年2月下旬  
支給方法／小千谷市から保護者の指定する口座に振込み

## 2. 援助の対象となる方

以下の条件に令和8年2月1日の時点ですべて該当する方が対象となります。

- (1) 基準日において小千谷市内に住所を有するお子さんの保護者で、令和8年4月1日以降も引き続き小千谷市に住所を有する方

※支給を受けた後に他の市町村へ転出した場合は、支給した援助費を返還いただきますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 小学校または市立特別支援学校小学部に就学予定のお子さんの保護者

- (3) 小千谷市の就学援助の認定基準に該当する方

- ① 世帯の前年（令和6年分）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯

基準額の目安

※あくまでも目安であり世帯員の年齢によって多少異なります。

※申請受付後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

| 家族構成（例） |                                            | 令和6年分<br>総所得 |
|---------|--------------------------------------------|--------------|
| 2人世帯    | 母(36歳)、子(新小1)                              | 約199万円以下     |
| 3人世帯    | 父(38歳)、母(36歳)、子(新小1)                       | 約242万円以下     |
| 4人世帯    | 父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(新小1)                 | 約295万円以下     |
| 5人世帯    | 祖母(65歳)、父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(新小1)         | 約316万円以下     |
| 6人世帯    | 祖父(68歳)、祖母(65歳)、父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(新小1) | 約361万円以下     |

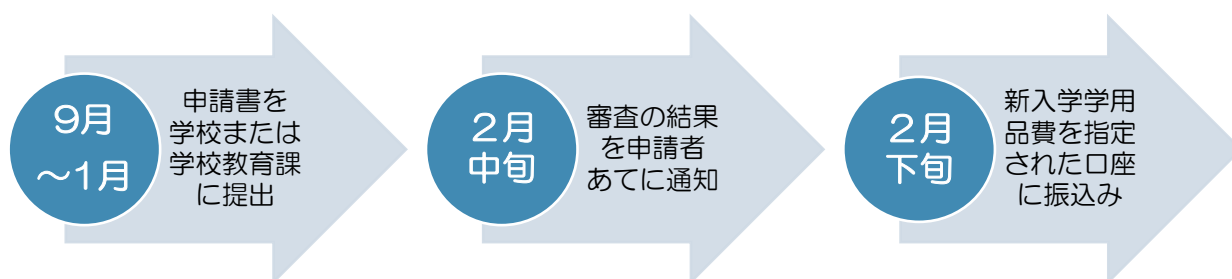
- ② 上記所得額での認定以外であっても、次のいずれかに該当する方

| 該当理由                                                        | 必要となる添付書類（写し可）                                                    |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度または令和7年度に<br>ア 生活保護が停止または廃止された                         | —                                                                 |
| イ 世帯全員が市民税非課税                                               | —                                                                 |
| ウ 児童扶養手当を受給している<br>※母子家庭・父子家庭で該当する方が受給します。<br>※児童手当とは異なります。 | —                                                                 |
| エ 生活福祉資金の貸付を受けている                                           | 生活福祉資金の貸与決定書の写し                                                   |
| オ 市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険税の<br>いずれかを減免または国民年金を免除された            | 事業税減免／減免措置決定通知書の写し<br>国民年金免除／免除申請承認通知書の写し<br>（上記の場合以外は、添付書類は不要です） |

### 3. 援助を受けるための手続

援助を希望される方は下記のとおり申請してください。

- (1) 提出書類 **「新入学学用品費入学前支給申請書」**に必要事項を記入し、添付書類と一緒に、同封した封筒に入れ提出してください。
- ※申請書は小千谷市ホームページからもダウンロードできます。  
※必要な方は申請書のコピーを取り、控えとして保管してください。
- (2) 添付書類 ① マイナンバー報告書  
② 申請事由ごとに必要となる書類  
③ 1ページ「2. 援助の対象となる方」(3)①に該当し、**令和7年1月2日以降に小千谷市に転入した方は、転入前の市町村が発行する所得証明書**(成年の世帯員および未成年で収入のある世帯員の全員分)  
※ 兄弟の就学援助をすでに申請されている方は、添付書類は不要です。
- (3) 振込口座 指定された保護者口座へ振り込みます。
- (4) 提出方法 **お子さんの就学時健康診断の際に学校へ提出してください。**  
提出できなかった場合や小千谷市立以外の学校で就学時健康診断を受診する場合は、小千谷市教育委員会教育・保育課(健康・こどもプラザ あすえ〜る 2階)で受付します。
- (5) 提出締切 **令和8年1月23日(金)まで** ※締切厳守
- (6) そ の 他 令和6年分の所得が未申告の方は、審査できない場合があります。



### 4. 入学後の就学援助の支給について

#### 必ずお読みください

- 今回の新入学学用品費を申請した場合でも、入学後の就学援助制度(学用品費・給食費等)を希望する場合は、入学後に別途申請していただく必要があります。
- 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、入学後の就学援助制度の「新入学学用品費」は対象となりません。

### 5. お問い合わせ先

小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係 TEL (0258) 83-3519